

非常災害に関する計画・取り組み

令和8年6月1日

社会福祉法人 千葉県福祉援護会

障害者支援施設 誠光園

障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原

障害者通所施設 オーヴェル

障害者通所施設 アトリエ プレジュ

1. 各種計画と目的

次の通り、各種計画を定めています。

計画名	目的
<u>消防計画</u> ・防災対策の主となる計画	消防法第8条第1項に基づき、防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図る。
<u>BCP(事業継続計画)</u> ・事業継続を目的とする計画	災害発生時の応急・復旧業務に加えて、法人が実施する事業のうち中断することができない、または中断したとしても早期に回復する必要性の高い事業を中核的事业と捉え、災害時にこれを優先的に復旧する体制を図る。
<u>非常災害計画</u> ・補完的計画	「消防計画」「BCP」等と合わせて、火災・地震等に限らず施設の地域性や立地条件等の特性を踏まえ、非常災害時において各職員の適切な行動につなげる。

消防法第8条第1項の概略 「防火管理者を定め、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、避難上必要な施設の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない」。

2. 火災予防管理

日常の火災予防及び地震発生時の出火防止を図るため、施設ごとに定める「予防管理組織表」により、防火管理者の下に火元責任者を定め、予防管理を行っています。

■点検

区分	点検内容	頻度
自主点検	建物、火気使用設備器具等の点検	毎日
	消防用設備等の点検	月1回
法定点検	専門業者による消防用設備等の点検	年2回

■火災予防上の遵守事項

①避難設備、防火設備の確保

- ・廊下、階段、通路、出入口等には避難の妨げとなる設備を設けず、また、物品を置かない
- ・避難口等に設ける戸は、容易に開錠し、開放できるようにしておく

②火気管理等

- ・火気使用設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し安全を確認する
- ・火気使用設備器具は、指定の場所で本来の目的のみに使用する
- ・火気使用設備器具の周囲は、可燃物を近づけず、常に整理整頓しておく
- ・灰皿、吸殻の後始末を完全にする
- ・防火対象物内(施設内)で工事を行う者に対し、火気管理等について防火管理者から指示を行う

③放火防止対策

- ・死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない
- ・雑品倉庫等の施錠を行う
- ・建物内外の整理整頓を行う

- ・トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う
- ・火元責任者又は最終帰宅者による火気と施錠の確認を行う

■災害時の体制

災害が発生した場合は、自衛消防隊の編成及び任務分担表により、対策・活動を行います。

- ・自衛消防隊組織表

自衛消防隊長(施設長)	
通報連絡班	1. 館内放送で知らせる 2. 消防署へ通報連絡する
消火班	1. 初期消火に従事し延焼を防ぐ 2. 消火不可能の場合には入居者の避難誘導にあたる
避難誘導班	1. 避難場所への誘導に当たる 2. 人員を確保し、報告する
救護班	1. 避難誘導及び救護にあたる

3. 地震対策

■予防措置

それぞれの場所等において次の措置状況を確認するとともに不備なものについては、応急的な安全措置を行います。

- (1)ロッカー、装飾物品等の転倒、落下防止措置
- (2)窓ガラス、照明器具等の破損、落下及び飛散防止措置
- (3)火気使用設備器具等からの出火防止措置

■地震後の安全措置

- ・火気使用設備器具の直近にいる者は火器を使用しない。また、ガスの元栓や器具栓の閉止又は電源遮断及び危険物等の貯蔵、取り扱い設備の閉鎖をする。
- ・避難誘導員は避難経路を確保する。

■避難誘導

- ・ご利用者の混乱防止に努め、避難誘導にあたる。
- ・ガラス窓、照明器具等の転倒、落下又は破損するおそれのある物の付近にいるご利用者を安全な場所に避難させる。

4. 風水害対策

■ハザードマップ等の活用

船橋市が作成、公表する洪水や浸水予想区域などの被害予測を定期的に確認し、水害に対する危険実態の把握に努める。

送迎経路における冠水の危険のある箇所を示した事業所独自の地図を活用し、安全な運行に努める。

■予防措置

大雨または強風等に伴う風水害を予防するため、それぞれの場所等において次にあげる措置状況を確認するとともに応急的な安全措置を行う。

- (1) 普段使用しない個所の窓の閉鎖の確認。
- (2) 建築物に付随する施設物(看板・窓枠・外壁等)の強風による落下防止措置。
- (3) 側溝、排水口の清掃状況の確認。

■避難誘導

船橋市及び鎌ヶ谷市が発令する避難情報等(警戒レベル)に基づき緊急時の体制を検討。当施設の立地条件や避難先までの経路の状況、職員体制、利用者の状況等を踏まえ、避難行動の可否及び避難方法について総合的に判断する。また、送迎中においては、最短の避難先に向け移動し、避難待機すると共に、施設に近い場合は状況に応じて帰還する。

(参考)

気象庁等が発表する「洪水警報」や「土砂災害警戒情報」等の防災気象情報が令和8年5月29日より見直しがされました。警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていた防災気象情報が、5段階の警戒レベルと一緒に伝えられるようになり、避難の判断をしやすくなります

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生または切迫	命の危険 ただちに安全確保	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	レベル2氾濫・大雨・土砂災害・ 高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり自主的に避難

参考:避難情報に関するガイドライン(令和8年3月内閣府)

5. 情報収集

原則として、地震や風水害などの自然災害については、テレビやラジオ、インターネットから報じられる情報や周辺自治体より発令される災害情報等にて行う。

(防災情報全般)

- ・船橋市防災ポータルサイト <http://www.city.funabashi.lg.jp/bousai/>
 - ・ふなばし災害情報メール配信(※メール配信サービスは事前登録が必要)
 - ・船橋防災無線の受信 フリーダイヤル 0120-2784-61 (IP 電話は不可)
 - ・千葉県防災ポータルサイト <http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>
 - ・国土交通省防災情報提供センター <https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>
- (土砂災害・浸水・洪水情報)
- ・気象庁キキクル <https://www.jma.go.jp/bosai/risk>

船橋市のハザードマップ
はこちらから

千葉県のハザードマップ
はこちらから

6. 防災教育・訓練

全職員に対し、防災教育・訓練を実施しています。

■防災教育

- ・毎年、新任職員を対象とした「新任職員研修」にて防災教育を実施
- ・各施設の計画に基づき、職員に対する必要な防災教育を実施

■防災訓練(法人・施設で計画するもの)

訓練内容	頻度	職員以外の参加
消火・通報・避難訓練 ※入居施設は内1回以上を夜間想定で実施	年3回以上	必要に応じて、消防署の立ち会いならびに地域関係者等の参加を計画
大規模災害を想定した BCP(事業継続)計画に基づく訓練	年1回	
その他、各施設の計画に基づく訓練	適宜実施	

※震災、風水害等の非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

■防災訓練(市町村で計画するものなど上記以外の訓練)

訓練内容	目的等
要配慮者の受入訓練	船橋市との協定に基づき、大規模な地震、風水害の災害により、避難所生活において特別な配慮が必要な人を受け入れる船橋市で計画する訓練
シェイクアウト訓練	市民で一斉に行う地震発生時の訓練
その他の訓練	各関係機関が計画する訓練に必要なに応じて参加

7. 連絡体制・手段

地震等の大規模災害発生時に事業所の状況等を伝える手段として、「災害用伝言ダイヤル」の使用を想定しています。

◆災害用伝言ダイヤルの使い方

- (1) 災害伝言ダイヤル「171」へ電話
- (2) 再生ボタン「2」を押す
- (3) 安否確認番号を入力（施設の電話番号）

障害者支援施設 誠光園	047-457-6636
障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原	047-430-7900
障害者通所施設 オーヴェル	047-430-0500
障害者通所施設 アトリエ プレジュ	047-401-7115

- (4) ガイダンスに従い安否情報取得
- (5) ガイダンスに従い情報を再生

◆災害用伝言ダイヤルの留意事項

地震等の大規模災害発生時において、災害用伝言ダイヤルが起動された場合に、各施設で必要かつ可能な範囲で、施設の状況等をお知らせしようとするものです。したがって、施設の被災状況によっては、対応できない場合があります。

8. その他施設ごとの対策(施設の地域性や立地条件・避難場所・応急物資等)

【障害者支援施設 誠光園】

立地条件等	千葉県・船橋市のハザードマップより想定する内容は次の通り ・当施設は、洪水・土砂災害の警戒区域には指定されておらず、いずれも危険区域には該当しない。ただし、近隣の一部で土砂災害の危険箇所が確認できるため、周囲の災害状況による影響が想定される。 ・地震に関しては揺れにくい台地に位置するが、地盤の柔らかい地盤と隣接している。S I 増幅率では「ややゆれやすい」と評価される。このため、地震その他の災害による影響を想定する。 ・液状化の危険性は極めて低いと考えられる。また、重度の障害のある方が生活・利用する施設の特性とともに、新館・ほおじろ館は傾斜面に立地していることから、ハザードマップ上のリスクと合わせて、本館建物と他の建物が分断する等のリスクが生じた場合のことを想定し、防災訓練等の対策を行うものとする。
避難	風水害関連の警戒レベル 3 以上が発令された場合であっても、当事業所の立地条件から浸水、土砂災害の危険性は低い。指定避難場所に移動する過程で被災することが想定されるため、発令時に敷地内にいる場合は、屋内安全確保を基本とする。ただし、災害の状況において、施設の建物および設備等に重大な損害が生じた場合は、屋外の状況が落ち着くまで施設内で待機した上で、第一義的に近隣の指定された避難所の小室小学校（2.4km）・小室中学校（2.5km）・小室公民館（2.2km）等へ避難することを検討する。
近隣指定避難所	① 小室小学校 047 - 457 - 1265 ※一時避難場所・宿泊可能避難場所 ② 小室中学校 047 - 457 - 1865 ※一時避難場所・宿泊可能避難場所 ③ 小室公民館 047 - 457 - 5144 ※宿泊可能避難場所・福祉避難所
応急物資等	ライフラインが途絶えた時を想定し、非常食・応急物資を備蓄しています。 ■非常食の確保 ・非常食として3日間分の食事・飲料を備蓄 ■応急物資の確保 ・懐中電灯やランタン等の照明機器 ・毛布やタオル等の備品 ・自家発電機(給排水設備用電源) ・簡易型自家発電機 ・その他

【避難場所の種類】

- ・一時避難場所：一時的に避難する場所で、学校の校庭や公園など屋外のオープンスペース。
- ・広域避難場所：火災の延焼の危険があるとき、一時的に避難する場所で、安全確保のため一定の広さを有する屋外のオープンスペース。
- ・宿泊可能避難場所：自宅で生活できない被災者への宿泊や食料などを提供する屋内の仮宿泊施設で、主に学校の体育館などを受け入れ場所とする。

【障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原／障害者通所施設オーヴェル】

立地条件	当事業所は敷地東側に傾斜のある高台に立地している。船橋市危機管理課が公表している、地区別防災カルテ【8.法典地区】（平成 29・30 年度作成／令和 7 年 3 月修正）の水害・土砂災害危険分布図から、当事業所は水害・土砂災害の危険性は示されていない。また、南海トラフ地震による津波の浸水域が想定される地区の対象外とされており、千葉県が公表している津波浸水想定を基に作成された船橋市津波ハザードマップの「津波浸水想定図」にも含まれていない。ただし、ローゼンヴィラ藤原の建物南側に高さ 3m から 5m ほどの斜面があり擁壁として整備されているが、これまでに経験したことの無い大雨を想定した場合、通所サービスへの影響は否定できない。なお、千葉県北西部直下地震を想定した、地震の揺れの強さは平均震度 6 弱、液状化の危険性は低いと評価されている。 また、周辺の道路状況について、当事業所が北は鎌ヶ谷市、市川市に隣接していることから、両市の洪水ハザードマップを確認したところ、鎌ヶ谷市方面では中沢川・二和川からの浸水の影響で、職員通用口にあたる鎌ヶ谷市西道野辺（鎌ヶ谷グリーンハイツ）周辺から馬込沢駅及び鎌ヶ谷高校方面からの通行が困難となる可能性がある。市川市方面では根郷川（谷地川）からの浸水の影響で市川方面及び鎌ヶ谷ファイターズスタジアム方面から谷地川交差点までの通行が困難となる可能性がある。												
避難	風水害関連の警戒レベル 3 以上が発令された場合であっても、当事業所の立地条件から浸水、土砂災害の危険性は低い。指定避難場所に移動する過程で被災することが想定されるため、発令時に敷地内にいる場合は、屋内安全確保を基本とする。ただし、災害の状況において、施設の建物および設備等に重大な損害が生じた場合は、屋外の状況が落ち着くまで施設内で待機した上で、第一義的に近隣の指定された避難所の法田中学校（距離：約 1.07km）へ避難することを検討する。												
近隣指定避難所	<table><tr><td>① 法田中学校</td><td>047 - 438 - 3026</td><td>※一時避難場所・宿泊可能避難場所</td></tr><tr><td>② 法典公園（グラスポ）</td><td>047 - 438 - 3500</td><td>※広域避難場所</td></tr><tr><td>③ 県立船橋法典高等学校</td><td>047 - 438 - 0721</td><td>※一時避難場所・宿泊可能避難場所</td></tr><tr><td>④ 法典小学校</td><td>047 - 439 - 0832</td><td>※一時避難場所・宿泊可能避難場所</td></tr></table>	① 法田中学校	047 - 438 - 3026	※一時避難場所・宿泊可能避難場所	② 法典公園（グラスポ）	047 - 438 - 3500	※広域避難場所	③ 県立船橋法典高等学校	047 - 438 - 0721	※一時避難場所・宿泊可能避難場所	④ 法典小学校	047 - 439 - 0832	※一時避難場所・宿泊可能避難場所
① 法田中学校	047 - 438 - 3026	※一時避難場所・宿泊可能避難場所											
② 法典公園（グラスポ）	047 - 438 - 3500	※広域避難場所											
③ 県立船橋法典高等学校	047 - 438 - 0721	※一時避難場所・宿泊可能避難場所											
④ 法典小学校	047 - 439 - 0832	※一時避難場所・宿泊可能避難場所											
応急物資等	ライフラインが途絶えた時を想定し、非常食・応急物資を備蓄しています。 （ローゼンヴィラ藤原） ■非常食の確保（売場館） ・非常食として 3 日分の食事・飲料を備蓄 ■応急物資の確保 ・懐中電灯やランタン等の照明機器 ・毛布やタオル等の備品 ・自家発電機（地下水くみ上げポンプ用電源） ・ポータブルバッテリー及び太陽光発電装置 （オーヴェル） ■応急物資の確保 ・懐中電灯やランタン等の照明機器 ・毛布やタオル等の備品 ・自家発電機（地下水くみ上げポンプ用電源） ・その他												

【障害者通所施設アトリエ プレジュ】

立地条件	当事業所は船橋市塚田地区（行田）に位置し旧国民体育センター跡地に平成 26 年 9 月に建設工事が開始し、平成 27 年 4 月開設。当事業所がある敷地は関東ローム層と地盤の硬い土地となり、同敷地内には当事業所を含む 4 つの福祉施設の他、船橋市防災備蓄庫を備えた市内の防災拠点となっている。船橋市危機管理課が公表している、地区別防災カルテ（7. 塚田地区：平成 29・30 年度作成・令和 7 年 3 月修正）の水害・土砂災害危険分布図から、当事業所は水害・土砂災害の危険性は示されていない。また、南海トラフ地震による津波の浸水域が想定される地区の対象外とされており、千葉県が公表している津波浸水想定を基に作成された船橋市津波ハザードマップの「津波浸水想定図」にも含まれていない。千葉県北西部直下型地震を想定した、地震の揺れの強さは平均震度 6 弱、液状化の危険性はないと評価されている。 また、周辺の道路状況について、当事業所が市川市に隣接していることから、市川市の洪水ハザードマップを確認したところ、市川市方面では県道木下街道が大規模災害時は主要幹線になることから、行田地区から木下街道へ向かう交差点での通行が困難となる可能性がある。								
避難	避難準備・高齢者等避難開始が発令された際は、当事業所の敷地内全体が防災拠点となっている立地条件から、船橋市危機管理課の情報を基に避難行動の可否及び避難方法について総合的に判断する。また、同敷地内には当事業所を含む 4 つの福祉施設があることから非常災害時には各避難行動についても連携をする形が想定される。								
同敷地内施設連絡先	<table border="0"> <tr> <td>① あまねの杜保育園</td><td>047 - 401 - 5011</td></tr> <tr> <td>② さざんかキッズ</td><td>047 - 404 - 1234</td></tr> <tr> <td>③ 青い鳥ホーム</td><td>047 - 430 - 1225</td></tr> <tr> <td>④ 行田運動広場管理事務所</td><td>047 - 438 - 4461</td></tr> </table>	① あまねの杜保育園	047 - 401 - 5011	② さざんかキッズ	047 - 404 - 1234	③ 青い鳥ホーム	047 - 430 - 1225	④ 行田運動広場管理事務所	047 - 438 - 4461
① あまねの杜保育園	047 - 401 - 5011								
② さざんかキッズ	047 - 404 - 1234								
③ 青い鳥ホーム	047 - 430 - 1225								
④ 行田運動広場管理事務所	047 - 438 - 4461								
応急物資等	ライフラインが途絶えた時を想定し、非常食・応急物資を備蓄しています。 ■非常食の確保 ・非常食として飲料を備蓄、1 食分の食事・水分。 ※アトリエ プレジュより車で片道 30 分を超え、日常胃腸及び経鼻経管等にて栄養注入される利用者の皆様には、ご家族の希望にてご家族からご用意いただく「栄養剤等」をお預かりしております。 ■応急物資の確保 ・小型太陽光パネル発電装置 ・懐中電灯等の照明機器及び電池 ・衛生備品等 ・毛布、タオル等の備品 ・炊き出し用バーベキュー釜 ・その他								

以上